

# 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場おきなわの施設使用に関する規程に基づき、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）が国立劇場おきなわの施設を一般の使用に供する場合における当該供用に関し必要な事項について定めるものとする。

(一般の使用に供する施設)

**第2条** 国立劇場おきなわの施設で一般の使用に供するものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大劇場
- (2) 小劇場
- (3) 大稽古室
- (4) 中稽古室
- (5) 小稽古室
- (6) 試写・視聴室
- (7) 録音スタジオ
- (8) 講義室
- (9) 研修室
- (10) 交流プラザ
- (11) 前各号の施設に付随する施設、設備及び備品

## 第2章 使用

(使用の手続き)

**第3条** 前条に掲げる施設（以下「劇場施設」という。）の使用を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ第10条に定める申込書をもって財団に申し込み、財団の承諾を得なければならない。

(使用目的の種別)

**第4条** 大劇場及び小劇場の施設（以下「大劇場等施設」という。）の使用申込みについては、財団は、次の各号に掲げる使用目的の種別に応じ、その内容について検討の上、次条から第8条までに掲げる条件に適合し、かつ、第9条に掲げる条件に照らして差し支えないと認められるものにつきその使用を承諾することができる。

- (1) 公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第一種」という。）
- (2) 非公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第二種」という。）
- (3) 芸能に関する式典、講演会及び講習会並びに公的式典（以下「第三種」という。）
- (4) その他の催し（以下「第四種」という。）

2 前項第2号及び第3号の場合において、有料の入場券その他名称のいかんを問わず、不特定多数の者に入場を許すための票券を発行して開催するものは、第一種とみなす。

3 録画又は録音の目的をもってする催しのための使用は、公開のものは、第一種、非公開のものは、第二種とみなす。

(第一種の使用目的)

**第5条** 第一種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 伝統芸能の公開で、その演目及び公演内容が、大劇場等施設において上演するにふさわしいもの
- (2) 過去に上演実績を持つ現代舞台芸術の公演で、その芸術的水準が特に高いと認められるもの
- (3) 上記以外の舞台芸術の公開等で、我が国の芸能の発展に寄与し、かつ芸術的に秀れていると認められるもの、又は国際交流に役立ち、かつ文化的意義があると認められるもの

(第二種の使用目的)

**第6条** 第二種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 研修を目的とする伝統芸能の上演で、その保存及び振興に役立つもの
- (2) 伝統芸能以外の芸能の上演で、教育的意義が大きいもの

(第三種の使用目的)

**第7条** 第三種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 国又は公共団体等の主催による芸能に関する公的式典など
- (2) 伝統芸能の普及及び理解に役立つ講演会又は講習会等の催し
- (3) 国又は公共団体等の主催による公的式典等で、その内容が大劇場等施設において催すにふさわしいもの

2 前項において、式典又は講演会、講習会等とともに沖縄伝統芸能その他の芸能の公演が行われる場合は、公演内容により第一種、第二種又は第四種を適用するものとする。

(第四種の使用目的)

**第8条** 第四種は、前3条に該当するものを除く催しであって、財団の業務に支障のないものとする。

(使用の承諾をしない場合)

**第9条** 劇場施設使用の申込みで、次の各号の一に該当する事由があるものは、これを承諾しない。

- (1) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的とする催しのための使用であるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる使用であるとき。
- (3) 使用の目的が、国立劇場おきなわの設立の目的に違反すると認められるとき。
- (4) その他劇場施設の管理運営上、使用させることが適当でないとして認められる使用であるとき。

(予約申込み)

**第10条** 希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書を財団に提出しなければならない。

- (1) 次条の規定に基づき大劇場等施設の使用を希望する場合 別記第1号様式
- (2) 第14条の規定による申込みを行う場合 別記第2号様式

(3) 大劇場等施設の使用に付随して付随施設の使用等を希望する場合及び第2条第3号から第10号までの施設の使用を希望する場合 別記第3号様式

(4) 劇場施設に付随する設備及び備品の使用等を希望する場合 別記第4号様式

2 前項第2号の申込みについては、その使用目的が沖縄伝統芸能その他芸能の上演である場合は、別記第5号様式による使用計画書を添付しなければならない。

(予約申込書の受付期間)

**第11条** 財団は、大劇場等施設の使用について、事業年度ごとに受付期間を定めて、前条第1項第1号で定める申込書で受け付けるものとする。

(内諾の通知)

**第12条** 財団は、前条により施設の使用申込みを受けた場合は、財団の自主公演又は他の申込みとの間の日程調整を行い、使用日を定めて希望者に内諾の通知を行うものとする。

(使用申込書等の提出)

**第13条** 使用の内諾を得た者は、財団が内諾の通知をした日から1ヶ月以内に第10条第1項第2号に定める申込書及び同条第2項に定める使用計画書を財団に提出するものとする。

2 前項に定める期限までに申込書を提出しない場合には、財団は、内諾を取り消すことができる。

(受付期間終了後の申込み)

**第14条** 財団は、第11条に定める受付期限後においても、使用予定のない日について、第10条第1項第1号で定める申込書で受け付けることができる。

2 財団は、前項により予約の申込みを受けた場合においては、第12条の規定に基づき、内諾の通知を行うものとする。

(使用の承諾)

**第15条** 財団は、第13条の規定に基づき提出された申込書等が、第11条又は前条の規定に基づき提出された申込書と内容に相違がなく、かつ、第21条に定める予約保証金が納付されたことを確認した後、その使用を承諾するものとする。

2 前項の承諾は、第13条第1項の規定により提出された申込書に財団の印を押印することによって行う。

(付随施設等の使用予定のない日の受付)

**第16条** 財団は、他の使用予定がない場合に第10条第1項第3号又は第4号に定める申込書を受け付けることができる。

(使用条件の遵守)

**第17条** 劇場施設の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、誠実に運営財団の定める使用の条件に従わなければならない。

(付随施設等の使用)

**第18条** 使用者は、大劇場等施設の使用に付随して、次の各号の施設及び設備を使用することができる。

(1) それぞれの大劇場等施設に付随するホワイエ

(2) 特別室。ただし、使用の都度、財団の承諾を受け、その承諾された時間内に限る。

(3) それぞれの大劇場等施設に付随する楽屋、着付・床山室、小道具室、浴室等

(4) 大道具製作室とその関係諸室

(5) 舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置ならびに、これらの装置に含まれる器具用具類 ただし、特別に規定するものについては、この限りでない。

2 前項第3号の施設の使用については、同日に、他に劇場施設を使用する者のあるとき、財団の指示するところにより、その使用部分を制限することがある。

3 第1項第4号の施設の使用については、財団に大道具の製作及び操作を委託する場合に限る。

(職員の協力)

**第19条** 前条の使用者は、次の各号の職員の協力を受けることができる。

(1) 入場券の点検、大劇場等施設内の案内及び放送に従事する職員 ただし、人員数の限度については、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
入場券の点検に関する職員	1人	1人
案内に関する職員	3人	1人
放送に関する職員	1人	1人

(2) 舞台機構、照明装置及び音響装置の操作に従事する技術職員 ただし、人員数の限度は、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
舞台機構に関する職員	3人	1人
照明装置に関する職員	3人	1人
音響装置に関する職員	3人	2人

2 入場券の販売又は前項に掲げる人員数の限度を超える技術職員についても協力を受けることができる。ただし、この場合別表使用料表14に規定する料金をそれぞれ納付しなければならない。

3 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、次の各号について、職員の技術協力を受けることができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表15に規定する料金を納付しなければならない。

(1) 舞台進行（舞台監督等の業務）

(2) 舞台美術デザイン（プラン）

(3) 照明デザイン（プラン）

(4) 音響デザイン（プラン）

(5) その他

4 使用者が、前項の規定により技術協力を受ける職員について、公演本番、仕込・稽古、打ち合わせのため、劇場施設内外の立ち会いを希望する場合は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、職員の協力を受けることができる。ただし、この場合財団が職

員の協力又は技術協力を行う必要上、劇場施設内において行う使用者との打ち合わせを除き、別表使用料金表16に規定する料金を納付しなければならない。また、第1項第2号の規定により協力する職員について、使用者が仕込・稽古、打ち合わせへの立ち会いを希望する場合も同様とする。

- 5 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、財団に大道具の製作及び操作を委託することができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表17に規定する料金を納付しなければならない。

### 第3章 使用料等

(使用料等)

**第20条** 財団は、使用者から別表使用料表に定める使用料、受託料等及び協力料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

(予約保証金の納付)

**第21条** 大劇場等施設の利用者は、財団の定める期日までに使用料の一部として別表使用料表1から3までに定める使用料の5割相当額を予約保証金として納付しなければならない。

(使用料等の納付)

**第22条** 使用者は、使用料等（前条の適用を受ける者は、予約保証金を差し引いた額）を使用日までに納付しなければならない。

(時間超過使用等及び追加使用)

**第23条** 使用者が、施設等の使用に際し、当初予定の使用計画を変更して、施設の使用時間を延長し、又は用具等を追加して使用した場合の超過又は追加部分にかかる使用料等は、使用日の当日中に財団に納付しなければならない。

(使用料等の減額等)

**第24条** 財団は、次の一に該当する場合においては、第20条の規定にかかわらず、使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 財団の設立の目的に照らし、特に必要と認めたとき。
- (2) 使用の目的及び方法により特に必要と認めたとき。

(使用日の変更、使用の取消等)

**第25条** 使用者が、使用を取り消し、又は使用日その他の条件を変更しようとするときの使用料等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 使用者が、使用を取り消した場合は、予約保証金は返還しない。
- (2) 前号の規定による措置のほか準備等に要した実費を追加徴収する。
- (3) 使用者が使用日の変更を申し入れ、その承諾を得た場合は、当初に予定した使用日につき、すでに納付された予約保証金を徴収し、変更後の承諾された使用日に関しては、新たに申込みをしたときと同様の取扱いとする。

- 2 天災その他の事由により、使用者の責によらずして使用が不可能になったとき、又は財団の行う工事その他の事由により使用を中止する必要を生じたときは、徴収した使用料等は返還する。

- 3 第30条の規定により、使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときは、

徴収した使用料等は返還しない。ただし、同条第4号の事由による場合にあって、徴収した使用料等の全部又は一部を返還することがある。

#### 第4章 使用の条件

(使用権の譲渡の禁止)

**第26条** 使用者は、理由のいかんを問わず、使用権を第三者に譲渡し、又はこれを他に転貸してはならない。

(施設・設備の付加、変更)

**第27条** 使用者は、劇場施設に特別の施設を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、財団の承諾を受けたときは、この限りでない。

(使用方法等の事前打合わせ)

**第28条** 使用者は、施設等の使用方法等について、財団と事前に打合せをしなければならない。ただし、財団において必要でないとき、この限りではない。

(物品の販売の禁止)

**第29条** 使用者は、劇場施設内において、財団の許可を受けることなく入場者等に物品を販売してはならない。

#### 第5章 使用の取消し等

(使用の取消し等)

**第30条** 使用者において、つぎの各号の一に該当する事由があるときは、財団は、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用申込書に虚偽があったとき。
- (2) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は財団の行う指示に従わないとき。
- (4) その他使用させることが適当でないと考えられるとき。

(免責)

**第31条** 前条の規定により使用者が使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、使用者が損害を受けた場合においても、財団は、その損害を賠償する責任を負わない。

(延滞料の徴収)

**第32条** 財団は、この規程により定められた期日までに使用料等の納付がない場合は、その期日の翌日から起算して日歩三銭の割合で延滞料を徴収する。

(原状回復)

**第33条** 使用者が使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。第30条の規定により、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。  
2 使用者が前項の義務を履行しないときは、財団がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

**第34条** 使用者が施設を使用することによって、財団の施設、設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむ

を得ない理由があると認めるときは、財団は、賠償額を減額し、又は賠償を免除することができる。

2 使用者が前条第2項の費用又は前項の賠償金を納付しない場合において、返納すべき使用料等がある時は、その全部又は一部をこれにあてることができる。

## 第6章 補則

(補則)

**第35条** この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が定める。

**附 則** (平成15年6月24日制定)

この規程は、平成15年7月1日から適用する。

**附 則** (平成19年3月14日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月17日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月17日改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年10月25日改正)

この規程は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の設立日から適用する。

**附 則** (平成25年3月17日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月17日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年5月27日改正)

この規程による改正後の公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程は、平成26年5月27日から施行し、平成27年4月1日以後の施設使用に係るものから適用する。

**附 則** (平成27年3月13日改正)

この規程による改正後の公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程は、平成27年3月13日から施行し、同年4月1日以後の施設使用に係るものから適用する。

**附 則** (平成29年5月31日改正)

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

**附 則** (令和元年6月18日改正)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則** (令和4年6月3日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年6月14日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

使用料表

1 大劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
第一種 (伝統芸能等)	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	403,400円	484,000円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	201,700円	242,000円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	121,000円	145,200円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	161,400円	193,600円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	282,400円	338,800円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	363,000円	435,600円
第二種 (非公開の 伝統芸能等)	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	363,000円	435,600円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	181,500円	217,800円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	108,900円	130,700円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	145,200円	174,300円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	254,100円	305,000円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	326,700円	392,100円
第三種 (式典等)	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	322,700円	387,200円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	161,400円	193,600円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	96,800円	116,200円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	129,100円	154,900円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	225,900円	271,100円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	290,400円	348,500円
第四種 (その他)	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	605,000円	726,000円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	302,500円	363,000円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	181,500円	217,800円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	242,000円	290,400円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	423,500円	508,200円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	544,500円	653,400円

2 小劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	181,500円	217,800円



第一種 (伝統芸能等)	昼 間	午前10時から午後5時まで	90,800円	108,900円
	午 前	午前9時30分から正午まで	54,500円	65,400円
	午 後	午後1時から午後5時まで	72,600円	87,200円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	127,100円	152,500円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	163,400円	196,100円
第二種 (非公開の 伝統芸能等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	163,400円	196,100円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	81,700円	98,100円
	午 前	午前9時30分から正午まで	49,100円	58,800円
	午 後	午後1時から午後5時まで	65,400円	78,300円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	114,400円	137,200円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	147,100円	176,400円
第三種 (式典等)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	145,200円	174,300円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	72,600円	87,200円
	午 前	午前9時30分から正午まで	43,600円	52,300円
	午 後	午後1時から午後5時まで	58,100円	69,700円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	101,700円	121,900円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	130,700円	156,800円
第四種 (その他)	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	272,300円	326,700円
	昼 間	午前10時から午後5時まで	136,200円	163,400円
	午 前	午前9時30分から正午まで	81,700円	98,100円
	午 後	午後1時から午後5時まで	108,900円	130,700円
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	190,600円	228,700円
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	245,100円	294,100円

3 大劇場及び小劇場の第一種の使用で、同一使用者が年間（4月から翌年3月まで）2日以上使用するときの1日当たりの使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用日数	区 分		使 用 料	
				平 日	土曜・日曜・祝日
大劇場	2日	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	363,000円	435,600円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	181,500円	217,800円
		午 前	午前9時30分から正午まで	108,900円	130,700円
		午 後	午後1時から午後5時まで	145,200円	174,300円
		夜 間	午後6時から午後9時30分まで	254,100円	305,000円

		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	326,700円	392,100円	
3日以上		全日	午前9時30分から午後9時30分まで	322,700円	387,200円	
		昼間	午前10時から午後5時まで	161,400円	193,600円	
		午前	午前9時30分から正午まで	96,800円	116,200円	
		午後	午後1時から午後5時まで	129,100円	154,900円	
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	225,900円	271,100円	
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	290,400円	348,500円	
5日以上		全日	午前9時30分から午後9時30分まで	282,400円	338,800円	
		昼間	午前10時から午後5時まで	141,200円	169,400円	
		午前	午前9時30分から正午まで	84,700円	101,700円	
		午後	午後1時から午後5時まで	113,000円	135,600円	
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	197,700円	237,200円	
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	254,100円	305,000円	
小劇場	2日	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	163,400円	196,100円	
		昼間	午前10時から午後5時まで	81,700円	98,100円	
		午前	午前9時30分から正午まで	49,100円	58,800円	
		午後	午後1時から午後5時まで	65,400円	78,300円	
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	114,400円	137,200円	
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	147,100円	176,400円	
	3日以上		全日	午前9時30分から午後9時30分まで	145,200円	174,300円
			昼間	午前10時から午後5時まで	72,600円	87,200円
			午前	午前9時30分から正午まで	43,600円	52,300円
			午後	午後1時から午後5時まで	58,100円	69,700円
			夜間	午後6時から午後9時30分まで	101,700円	121,900円
			午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	130,700円	156,800円
	5日以上		全日	午前9時30分から午後9時30分まで	127,100円	152,500円
			昼間	午前10時から午後5時まで	63,600円	76,300円
			午前	午前9時30分から正午まで	38,200円	45,700円
			午後	午後1時から午後5時まで	50,900円	61,000円
			夜間	午後6時から午後9時30分まで	89,000円	106,700円
			午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	114,400円	137,200円

4 使用料表1の使用についての舞台稽古のための使用料については、次表のとおりとする。

	使用時間	使用料
--	------	-----

使用種別	区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
第一種	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	201,700円	242,000円
	第二種	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	100,900円
第三種	午 前	午前 9 時30分から正午まで	60,500円	72,600円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	80,700円	96,800円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	141,200円	169,400円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	181,500円	217,800円
第四種	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	302,500円	363,000円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	151,200円	181,500円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	90,700円	108,900円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	121,000円	145,200円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	211,700円	254,100円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	272,200円	326,700円

5 使用料表 2 の使用についての舞台稽古のための使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用時間 区 分		使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日
第一種	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	90,800円	108,900円
	第二種	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	45,400円
第三種	午 前	午前 9 時30分から正午まで	27,300円	32,700円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	36,300円	43,600円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	63,600円	76,300円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	81,700円	98,100円
第四種	全 日	午前 9 時30分から午後 9 時30分まで	136,200円	163,400円
	昼 間	午前10時から午後 5 時まで	68,100円	81,700円
	午 前	午前 9 時30分から正午まで	40,900円	49,100円
	午 後	午後 1 時から午後 5 時まで	54,500円	65,400円
	夜 間	午後 6 時から午後 9 時30分まで	95,300円	114,400円
	午後夜間	午後 1 時から午後 9 時30分まで	122,600円	147,100円

6 使用料表 3 の使用についての舞台稽古のための 1 日当たりの使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	使用日数 (本番)	区 分	使 用 料	
			平 日	土曜・日曜・祝日

大劇場	2日	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	181,500円	217,800円
		昼間	午前10時から午後5時まで	90,700円	108,900円
		午前	午前9時30分から正午まで	54,400円	65,400円
		午後	午後1時から午後5時まで	72,600円	87,200円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	127,000円	152,500円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	163,300円	196,100円
	3日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	161,400円	193,600円
		昼間	午前10時から午後5時まで	80,700円	96,800円
		午前	午前9時30分から正午まで	48,400円	58,100円
		午後	午後1時から午後5時まで	64,600円	77,500円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	113,000円	135,600円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	145,200円	174,300円
	5日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	141,200円	169,400円
		昼間	午前10時から午後5時まで	70,600円	84,700円
		午前	午前9時30分から正午まで	42,300円	50,900円
		午後	午後1時から午後5時まで	56,500円	67,800円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	98,800円	118,600円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	127,000円	152,500円
	10日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	197,700円	237,200円
		昼間	午前10時から午後5時まで	98,800円	118,600円
		午前	午前9時30分から正午まで	59,300円	71,100円
		午後	午後1時から午後5時まで	79,100円	94,900円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	138,300円	166,000円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	177,800円	213,500円
小劇場	2日	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	81,700円	98,100円
		昼間	午前10時から午後5時まで	40,900円	49,100円
		午前	午前9時30分から正午まで	24,600円	29,300円
		午後	午後1時から午後5時まで	32,700円	39,200円
		夜間	午後6時から午後9時30分まで	57,200円	68,600円
		午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	73,600円	88,200円
	3日以上	全日	午前9時30分から午後9時30分まで	72,600円	87,200円
		昼間	午前10時から午後5時まで	36,300円	43,600円
		午前	午前9時30分から正午まで	21,800円	26,100円

	午 後	午後1時から午後5時まで	29,100円	34,800円	
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	50,900円	61,000円	
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	65,400円	78,300円	
	5日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	63,600円	76,300円
		昼 間	午前10時から午後5時まで	31,800円	38,200円
		午 前	午前9時30分から正午まで	19,100円	22,900円
		午 後	午後1時から午後5時まで	25,500円	30,500円
夜 間		午後6時から午後9時30分まで	44,500円	53,300円	
午後夜間		午後1時から午後9時30分まで	57,200円	68,600円	
10日以上	全 日	午前9時30分から午後9時30分まで	89,000円	106,700円	
	昼 間	午前10時から午後5時まで	44,500円	53,300円	
	午 前	午前9時30分から正午まで	26,600円	31,900円	
	午 後	午後1時から午後5時まで	35,600円	42,700円	
	夜 間	午後6時から午後9時30分まで	62,300円	74,700円	
	午後夜間	午後1時から午後9時30分まで	80,000円	96,000円	

7 前各表の区分欄において、「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を指すものとする。

8 使用料表1から6に定める使用時間を超過した場合に追加徴収する額は、次表のとおりとする。

超 過 時 間	追 加 徴 収 額	
	午後10時までの場合	午後10時を過ぎた場合
30分未満	所定額の6分の1相当額	左記額に100分の130を乗じて得た額
30分以上1時間未満	所定額の6分の2相当額	
1時間以上1時間30分未満	所定額の6分の3相当額	
1時間30分以上2時間未満	所定額	

備考 1 本表中「所定額」とは、「午前」の使用については、「午後」の使用料表所定額とし、「昼間」、「午後」、「夜間」、「午後夜間」及び「全日」の使用については、「夜間」の使用料表所定額とする。

2 追加徴収額の計算の結果生じた円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

9 稽古室（付属調整室機器を含む。）、試写・視聴室、録音スタジオ、講義室、研修室、交流プラザの使用料は、次表のとおりとする。

施 設 名	用 途	単 位	使用料
大 稽 古 室		1 時間	2,850円

中 稽 古 室		1 時間	1,820円
第 1 小稽古室		1 時間	660円
第 2 小稽古室		1 時間	1,240円
第 3 小稽古室		1 時間	660円
第 5 小稽古室		1 時間	660円
第 6 小稽古室		1 時間	660円
試写・視聴室	映画、小型VTRを使用する場合	1 巻	690円
	VTRを使用する場合	1 時間	14,740円
録音スタジオ	録音室として使用した場合	1 時間	4,720円
	録音リハーサルのみを使用した場合	1 時間	3,340円
	ダビング編集のみを使用した場合	1 時間	3,340円
講 義 室		1 時間	1,730円
研 修 室		1 時間	1,730円
交流プラザ		1 時間	1,820円

備考 1 操作技師の操作料及びテープ代は、使用者の負担とする。

10 舞台用備品の使用料は、次表のとおりとする。

(1日につき)

備 品 名	単位	大劇場で使用する場合	小劇場で使用する場合
屏風 8 尺	一双	3,350円	同左
屏風 6 尺	一双	2,510円	同左
囲い・見切り	一式	10,050円	使用不可
松羽目一式	一式	31,420円	使用不可
松羽目(正面)	正面	15,710円	使用不可
能舞台一式	一式	26,190円	使用不可
銘苅子一式	一式	5,230円	同左
寄席囲い一式(大平・提灯あり)	一式	5,650円	(囲い・提灯のみ)同左
提灯(文字あり・無地)	一式	1,990円	同左
大平(緑)	一式	2,610円	使用不可
サバニ(丸物)	一艘	9,420円	同左
蛇一式(孝行の巻)	一式	3,770円	同左
観音様(孝行の巻)	一式	4,920円	同左
祭壇セット(孝行の巻)	一式	520円	同左
祭壇(孝行の巻)	一式	520円	同左
庵(花売りの縁)	一式	520円	同左

釣鐘	一式	5,230円	同左
立ち木 (桜・紅葉・柳)	一本	1,670円	同左
色紙 (大) (紫かすみ)	一枚	1,150円	同左
色紙 (小) (紫かすみ・砂子)	一枚	830円	同左
造花 (菜の花・菖蒲・萩・菊)	一畝	520円	同左
造花 (牡丹花大・小まぜて6畝)	一畝	1,040円	同左
糸桜	一列	3,140円	同左
桜吊枝	一吊	2,610円	同左
吊柳	一吊	2,610円	同左
雪籠 (雪付き・3個)	一個	1,460円	同左
地絣 (黒・鼠)	全面	7,330円	4,190円
地絣 (黒・鼠)	半面	4,190円	2,090円
地絣盆中 (黒・鼠)	一式	4,190円	なし
地絣盆外 (黒・鼠)	一式	4,190円	なし
上敷	一枚	520円	同左
リノリウム (黒・鼠)	全面	31,420円	15,710円
リノリウム (黒・鼠)	半面	20,950円	8,380円
紗幕	一枚	5,230円	同左
紅型紗幕 (二枚)	一枚	7,330円	同左
本紅型幕①	一枚	15,710円	同左
本紅型幕③	一枚	12,570円	同左
紅型幕②レプリカ	一枚	7,330円	同左
背景幕	一枚	5,230円	同左
定式幕	一枚	5,230円	使用不可
カットクロスアーチ	一枚	4,710円	同左
カットクロス	一枚	4,710円	同左
白ジョーゼット	一式	15,710円	同左
スモークマシン (フグリキット実費)	一台	5,760円	同左
ドライアイスマシーン (ドライアイス実費)	一台	5,760円	同左
音響反射板6枚口 ※1	一式	9,420円	同左
字幕装置 (操作機器含まず)	左右一式	7,330円	なし
リアスクリーン	一枚	6,070円	なし
演台 (大)	一台	1,780円	同左

演台 (小)	一台	1,150円	同左
司会者台	一台	1,150円	同左
花台	一台	520円	同左
ワイヤレスマイク	一本	1,040円	同左
宮太鼓	一式	4,710円	同左
シナ銅鑼	一式	570円	同左
銅鑼	一式	11,520円	同左
波ざる	一式	1,040円	同左
モニター用スピーカ300W未満 ※2	一对	1,150円	同左
モニター用スピーカ300W以上 ※2	一对	3,030円	同左

- 備考 1 本表以外の舞台用備品(軽微)で、使用を認めているものは、原則として無料とする。  
2 ※1 別途第19条第1項第2号の職員(技術)舞台機構に関する職員1名が必要となる。  
3 ※2 大劇場は二対、小劇場は一对までは無料とする。

11 映画等に関する設備の使用料は、次表のとおりとする。

設備名		単位	使用料	備考
ビデオプロジェクター	大劇場	1式	35,640円	1日につき
	小劇場	1式	17,280円	
16mm映写機 (小劇場のみ)		16mm 6巻以内	3,450円	1巻増すごとに1,040円
電源・場所等 使用料	電源を使用する場合	5時間以内	6,700円	
	電源を使用しない場合	5時間以内	5,650円	

12 照明に関する設備等の使用料は、次表のとおりとする。

(1日につき)

照明器具名		単位	使用料
エフェクトマシン及びプロジェクション	2kw以上	1台	2,930円
	2kw未満	1台	1,780円
ムービング(MAC550・10台) ※人件費含まず		1台	4,500円
ムービング操作卓		1台	20,950円
ゴボローテーター		1台	1,150円
ゴボ (ガラス種板)		1枚	570円
カラーフィルター		1枚	実費

13 録音等に関する受託料等は、次表のとおりとする。

種 目	単 位	料 金
-----	-----	-----



運営モニターを用いて行う録音受託料		30分	1,040円
受託技術料	録音室を使用した受託料	1時間	4,920円
	ダビング編集のみの受託料	1時間	2,400円
入場券販売手数料		1枚	額面の1割相当額
入場券作成受託料		1組	実費相当額
電源・場所等使用料	電源を使用する場合	1件	3,870円
	電源を使用しない場合	1件	3,240円

備考 国立劇場おきなわの保有する録音テープを使用して録音する場合は、その実費を徴収する。

14 第19条第2項の規定により、職員の協力を希望する場合の協力料は、次表のとおりとする。

職員の種別	使用区分	「午前」、「午後」及び「夜間」の場合	「昼間」及び「午後夜間」の場合	「全日」の場合
第19条第1項第1号の職員 (入場券の点検)	1人につき	4,950円	6,800円	7,480円
第19条第1項第1号の職員 (施設内の案内)	1人につき	4,950円	6,800円	7,480円
第19条第1項第1号の職員 (放送)	1人につき	14,870円	20,400円	22,240円
第19条第1項第2号の職員 (技術)	1人につき	18,440円	25,400円	29,960円

備考 1 使用区分欄において、「全日」とは、午前9時30分から午後9時30分まで、「昼間」とは、午前10時から午後5時まで、「午前」とは、午前9時30分から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後5時まで、「夜間」とは、午後6時から午後9時30分まで、「午後夜間」とは、午後1時から午後9時30分までとする。

15 第19条第3項の規定により、財団職員の技術協力を希望する場合の技術料は、次表のとおりとし、業務区分については、別に定める。ただし、特別に長時間の作品や高度な技術を要する作品の場合等、この料金によることが適当でないと認められるときは、理事長は技術協力の内容を詳しく調査のうえ、別途料金を定めることができる。

1 舞台進行（舞台監督等の業務）

技術料（1日につき）	34,570円
------------	---------

2 舞台美術デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	34,570円	57,620円	115,240円

3 照明デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III

技術料	34,570円	57,620円	115,240円
-----	---------	---------	----------

4 音響デザイン (プラン)

業務区分	I	II	III
技術料	34,570円	57,620円	115,240円

5 その他

技術料は、理事長が技術協力の内容を詳しく調査したうえ、別途定める。

16 第19条第4項の規定により、財団職員の技術協力を希望する場合は、同表15に定める技術料のほか、次表に定める協力料を請求する。

時間区分	1時間30分以内	5時間以内	5時間超
協力料	20,280円	27,660円	29,960円

備考 1 時間には、休憩時間を含む。ただし、往復に要する時間は含まない。

2 公演本番以外の仕込・稽古、打ち合わせの協力料は、各時間区分の料金の5割相当額とする。

3 交通費を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。

ただし、第19条第3項第1号の規程により技術協力を行う職員の協力料は、次のとおりとする。

(1) 公演本番は、使用料表15の1を含む。

(2) 仕込・稽古は、使用料表15の1の料金の5割相当額とする。

(3) 打ち合わせは、本表による。

17 第19条第5項の規定による大道具の製作、操作の受託料は、次表のとおりとする。

大道具製作費	受託料
実費	大道具製作費の1割相当額

18 大劇場及び小劇場の設備は、定式幕のないプロセニウム舞台を基本舞台とするが、大劇場の使用者が張出舞台、花道舞台又は定式幕を使用する場合、次表による各措置料を徴収することで使用時間区分の時間外に措置することができる。この場合において、その直前に使用した者の使用に伴い、設置の必要がなく、このまま使用する場合であっても、原則、各措置料を徴収するものとする。花道の使用にあたっての揚幕等操作要員は、原則、使用者が準備するものとする。

項目	措置料
張出舞台措置料	17,800円
花道措置料	27,230円
定式幕措置料	25,140円